

4

出生後の手続き

国際結婚の場合、子どもが日本国内・国外のどこで生まれても両親のそれぞれの国が定める出生届を提出します。

1. 子どもが日本国内で生まれたとき

●日本側への手続き

日本人同士の間で生まれた子どもの出生届と同様です。

提出書類：出生届

提出先：市区町村の担当窓口

期限：生まれた日から14日以内

アメリカを含む外国では、子どもの「出生証明書」の提出を求められることが多くありますが、戸籍が出生の証明になるということが理解されにくいいため、役所で出生届を提出後「出生届受理証明書」を取得し、保管しておきましょう。

●アメリカ側への手続き

アメリカ国外で生まれた子どもがアメリカ国籍を取得するには、アメリカ人である親の居住要件（アメリカでの居住期間が5年以上、そのうち2年は14歳以降）、子どもの出生年、子どもが嫡出子であるか否かなどで異なるため、出生や国籍取得の手続きについてはアメリカ大使館や領事館で確認してください。

また、社会保障番号（Social Security Number:SSN）取得の申請も必要となります。

2. 子どもがアメリカで生まれたとき

●アメリカ側への手続き

その州の方法により行いますが、出産した病院で必要書類の提出をすることが可能です。書類提出に基づき発行された出生証明書（Birth Certificate）、SSN（Social Security Number）カードは後日郵送で受け取ります。

●日本側への手続き

提出種類：出生届（日本国籍留保の届け出）

必要書類：出生証明書及びその日本語訳 など

提出先：日本国大使館、領事館

または本籍地市区町村の担当窓口（郵送可）

期限：生まれた日から3か月以内

（※ 詳細は日本国大使館、領事館等にお問い合わせください。）

Point!

- 「日本国籍留保」は、出生届を提出する際に「その他」の欄に「日本国籍を留保する」旨を記入し、署名、押印することで届け出ることができます。留保の届けをしなければ、子どもは生まれたときにさかのぼって日本国籍を失います（28頁参照）。
- 住所が最寄りの日本国大使館や総領事館からかなりの距離があるときには、出産後の状況次第では届け出に困難が生じる場合もあるので、届け出について親族の協力が得られるよう、手配しておいた方が良いでしょう。



日本国籍留保が行われた出生届の例

国際結婚の場合、子どもが日本国内・国外のどこで生まれても両親のそれぞれの国が定める出生届を提出します。

出生届

令和〇年〇月〇日届出

沖縄県〇〇〇長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 長 印					
送付 令和 年 月 日 第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(よみかた)	なは	えりぎべすりか	父母との 続き柄	<input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 <input type="checkbox"/> 嫡出子でない子	(長 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女)
(1) 子の氏名 <small>(外国人のときはローマ字を付記してください)</small>	那覇	イリガバス理香			
(2) 生まれたとき	〇年〇月〇日		<input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	〇時	〇分
(3) 生まれたところ	アメリカ合衆国ハワイ州〇〇〇 (病院の住所)			番地	号
(4) 住所 <small>(住民登録をするところ)</small>	アメリカ合衆国ハワイ州〇〇〇			番地	号
(5) 父母の氏名 生年月日 <small>(子が生まれたときの年齢)</small>	父 スミス, ジョンリー	母 那覇 和子			
(6) 本籍 <small>(外国人のときは国籍だけを書いてください)</small>	沖縄県 〇〇〇〇			番地	号
(7) 同居を始めたとき	〇年〇月		<small>(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうをください)</small>		
(8) 子が生まれたときの世帯とおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)</small>				
(9) 父母の職業	父の職業	母の職業			
その他	日本国籍を留保する。 那覇 和子 (印)				
届出	<input checked="" type="checkbox"/> 4.父母 <input type="checkbox"/> 2.法定代理人() <input type="checkbox"/> 3.同居者 <input type="checkbox"/> 4.医師 <input type="checkbox"/> 5.助産師 <input type="checkbox"/> 6.その他の立会者 <input type="checkbox"/> 7.公設所の長				
住所	アメリカ合衆国ハワイ州〇〇〇			番地	号
本籍	沖縄県 〇〇〇〇	番地	号	筆頭者の氏名	
署名	那覇 和子 (印)	〇年〇月〇日生			

事件簿番号

日中連絡のとれるところ

電話 (〇〇〇) 〇〇〇〇

(自宅) 勤務先 呼出 (方)

4

出生後の手続き

3. 認知（Paternity Acknowledgement）



結婚しないで子どもが生まれたときは、出生届を出すと母親の戸籍に子の名前が記載されます。父親が認知をすれば戸籍の父親欄に氏名が記載され、父親が認知をしない場合は空白になります。一度認知をすると後になって取り消すことは原則としてできません。

● 認知等の手続きについて

「認知届」を市区町村担当窓口へ提出します。父親が外国籍の場合、父親の国籍証明書などの書類提出が必要です。詳しくは市区町村担当窓口にお問い合わせください。また、日本で生まれた嫡出でない子のアメリカ国籍取得については25頁を参照してください。

- 嫡出でない子を父親が自分の子として認知すると法律上の親子関係が成立します。
- 父親が認知をしない場合、家庭裁判所に認知の訴えを提起することができます。詳しくは弁護士等の専門家に相談してください。

4. 子どもの名前

日本の役所へ出生届を提出すれば、子どもは日本人の親の戸籍に入ります。子どもの名前には漢字、ひらがな、カタカナが使えますがアルファベット表記は認められていません。

アメリカへの出生手続きではアメリカの制度にしたがって子どもの名前をつけます。日本名（Rika）を届けることも、日本名と外国名の両方（Elizabeth Rika）を使うこともできます。

日本には中間名（Middle Name）がありませんので、氏（Family Name）以外は名（Given Name）と中間名をひとつくりに、スペースを空けずに戸籍に記載されます。例えば、子、Elizabeth Rika Smith は、「エリザベス理香」、父John Lee Smith は「スミス、ジョンリー」と記載されます（49頁参照）。

Point!

重国籍の子どもは、アメリカのパスポートと日本のパスポートの2冊を持つことができます。日本のパスポートを作る際に外国式スペルとしたい場合は、アメリカのパスポートを先に作成し、証明のための公的書類として使用することで表記の変更が可能です（日本パスポートの表記については21頁を参照してください）。

子どもがアメリカと日本を行き来する場合、日本の出入国は日本のパスポートで、アメリカの出入国はアメリカのパスポートを使用することが原則となります。

5. 子どもの教育

●公教育

日本に住む子どもたちは、通常住んでいる地区の通学区域（学区）内の小・中学校へ通います。外国籍の子どもたちは、教育委員会で手続きをすれば日本の公立学校に通学できます。日本語指導教室や体験学習などの取り組みもありますので、詳しくは各市区町村の教育委員会にお問い合わせください。

●民間の教育施設（インターナショナルスクール）

沖縄県内には英語で教育を行う民間の教育施設（いわゆるインターナショナルスクール）もあります。これらの民間教育施設は一般に各種学校や私塾の扱いで、学校教育法上の学校ではありません。そのため、卒業しても日本の義務教育を修了したとみなされない場合がありますので、具体的、最新の状況については文部科学省のホームページの「大学入学資格」や「国際的な評価団体認定外国人学校一覧」で確認してください。



- アメリカでは学年のことを「K」もしくは「グレード」と呼び、幼稚園の年長にあたる1年と日本の小学1年生から高校3年生までにあたる12年を加えた13年間で義務教育として無償で提供されます。13年の分け方や、始まる年齢は州によって異なります。

【13年の分け方例と日本でのイメージ】

Kindergarten (K) : 幼稚園の年長

Elementary school (グレード1～5) : 小学校

Junior high school (グレード6～8) : 中学校

Senior high school (グレード9～12) : 高等学校

- アメリカにはセレクトティブ・サービス・システム（Selective Service System・通称SSS）というアメリカの緊急事態時に選抜して徴兵できるよう名簿を作成しておくシステムがあり、市民権及び永住権を持つ18～25歳の男性は登録義務があります。登録を怠ると罪に問われたり、政府の奨学金を受けることができなったり、市民権の取得資格を失う場合もあります。